

諮問第八十九号

近年における凶悪・重大犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、公訴時効の在り方等を見直す必要があると思われるので、左記の事項を始め、その法整備の要綱骨子を示されたい。

記

- 一 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方
- 二 現に時効が進行中の事件の取扱い
- 三 刑の時効見直しの具体的在り方